

はままつ産エネルギー活用事業所認定制度実施要綱

(目的)

第1条 市内における“エネルギーの地産地消”を推進するため、市内で地産エネルギーを調達する事業所を「はままつ産エネルギー活用事業所」として認定し公表することで、事業者による積極的な地産エネルギーの利用を推奨し、本市のエネルギー自給率向上に繋げることを目的とする。

(定義)

第2条 本制度における各用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 地産エネルギー 浜松市内に立地する再生可能エネルギーによる発電設備又はコージェネレーションシステムにおいて発電された電力。
- (2) はままつ産電力小売事業者 はままつ産電力小売事業者認定制度実施要綱第4条の認定を受けた者。

(認定要件)

第3条 はままつ産電力小売事業者から電力供給を受けて、常時事業活動を行っている事業所又は施設であることを認定要件とする。

(申請)

第4条 新たにはままつ産エネルギー活用事業所として認定を受けようとする事業所を所有する事業者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) はままつ産エネルギー活用事業所認定申請書（第1号様式）
- (2) はままつ産電力小売事業者と電力需給契約を締結していることが分かる資料
- (3) はままつ産電力小売事業者から調達した電力を施設内で使用していることが分かる資料（単線結線図等）
- (5) 対象となる事業所または施設の名称及び概要が分かる資料
- (4) その他市長が必要と認めた資料

(認定)

第5条 市長は、前条の規定により書類が提出されたときは、内容を審査し、第3条に定める要件を満たしていると認める事業所を、はままつ産エネルギー活用事業所として認定する。

(認定通知書の交付)

第6条 市長は、はままつ産エネルギー活用事業所として認定した事業所を所有する事業者に対し、認定通知書（第2号様式）を交付するとともに、市ウェブサイトにて公表するものとする。

(責務)

第7条 第5条の認定を受けた事業所を所有する事業者は、地産エネルギーの継続的な利用を進めるとともに、限りあるエネルギーを効率的に利用するため、事業所の省エネルギー化に努めるものとする。

(認定取消)

第8条 第5条の認定を受けた事業所を所有する事業者は、はままつ産電力小売事業者との電力需給契約を解消した時は、速やかに市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の届出を受理した場合は、当該事業所の認定を取り消すものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 この要綱施行の際現にこの要綱による改正前の規定により申請してある申請書等は、この要綱による改正後の相当規定により申請等をしたものとみなす。

第1号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地
氏名又は名称
代 表 者

はままつ産エネルギー活用事業者
認定申請書

はままつ産エネルギー活用事業所認定制度実施要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

【関係書類】

- 1 はままつ産電力小売事業者と電力需給契約を締結していることが分かる資料
- 2 はままつ産電力小売事業者から調達した電力を施設内で使用していることが分かる資料
- 3 対象となる事業所または施設の名称及び概要が分かる資料

第2号様式

浜産エ第 号
年 月 日

様

浜松市長 名 印

はままつ産エネルギー活用事業所
認定通知書

年 月 日付けで申請のありました、はままつ産エネルギー活用事業所認定について、内容を審査したところ適当であると認めたため、下記の施設をはままつ産エネルギー活用事業所として認定します。

記

- ・はままつ産エネルギー活用事業所認定施設
「○○○○○○○（施設名称等）」